

新型コロナウイルス感染症 岐阜県の「緊急事態宣言」解除に伴う飛騨市の対応

岐阜県の緊急事態宣言が9月30日をもって解除されることが決定しました。しかし、県内の新規感染者数はなお高い水準にあることから、県より第5波終息を目指した対応が発表されましたので、その内容を市民及び事業者の皆さまにお知らせいたします。

※下線部が前回からの変更点です。

対応期間 10月1日（金）～14日（木）

1. 市民の皆様へのお願い

(1) 基本的な感染防止対策の徹底継続（ワクチンを接種された方も）

- **基本的な感染対策（マスク着用、手指衛生、密回避、こまめに換気）の徹底**を継続してお願いします。
- 職場や学校、家族内で**発熱等体調不良時は全ての行動をストップ**し、周りの方の健康状態の確認をお願いします。
- マスクは、効果の高い不織布などのマスク着用をお願いします。
- 外出は混雑している場所や時間を避けて少人数で行動してください。

(2) 移動について

- 帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底するとともに、**感染リスクが高いと思われる方や心配な方は、移動の前後に飛騨市まちなか簡易検査センターなどで積極的に検査を実施してください。**

(3) 飲食について

- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は自粛してください。

2. 事業者・団体の皆さまへのお願い

(1) 飲食店・施設への制限

- 営業時間短縮要請はありません。
- 各店舗等において、業種別ガイドラインの遵守と**感染防止対策（特に必要とされる①アクリル板等の設置又は適切な距離の確保、②CO2 センサーなどを活用した換気の徹底、③手指の消毒、④入店者へのマスク飲食の周知）の徹底**をお願いします。
- 10月以降、飲食店を対象に「飛騨市感染対策指導員」が巡回し、各店の対策状況の確認を行います。

(2) 店舗等への要請

- 業種別ガイドラインを遵守し、基本的な感染対策の徹底をお願いします。

(3) 催し物・イベントの開催制限

- 感染防止対策を徹底し、以下を遵守して開催してください。
 - 収容率：大声なし100%以内、大声あり50%以内
 - 人数上限：5千人又は収容定員50%以内（≦1万人）の大きい方
 - ※ 収容率、人数上限でどちらか小さい方を限度とする。
 - ※ 10月30日までの間、適用します。

(4) 職場における感染対策の徹底

- 感染予防策の全従業員への教育と現場点検を徹底してください。

3. 市の対応

(1) 市有施設の閉館等

- スポーツ施設、文化施設、温浴施設、公民館等の貸館施設は通常どおり運営します。

(2) 小中学校・スポーツ少年団

- 授業・活動については、これまでの感染防止対策を継続し、通常どおり行います。(合唱など感染リスクの高い活動は、休止を含め制限を継続します。)
- 運動会・体育祭、修学旅行や校外行事は、感染防止対策を徹底して実施します。
- 中学校部活動は、感染防止対策を徹底して慎重に再開しますが、練習試合及び土日の練習は、原則として10月14日まで実施しません。
(次につながる大会等が2週間以内にある部活動を除きます。)
- スポーツ少年団等の団体活動は、以下とおりとします。
 - 活動：単位団のみ
 - 活動日数：土日を含め3日間（土日両日活動可能）
 - 活動時間：1日あたり、平日2時間以内、土日3時間以内
 - 試合：公式戦のみ参加（基本日帰り）
交流戦、練習試合は控える

(3) 保育園・放課後児童クラブ・子育て支援センター・放課後等デイサービス等

- これまでの感染防止対策を継続し、通常どおり運営します。

(4) 医療機関、社会福祉施設・老人福祉施設等

- これまでの感染防止対策を継続し、通常どおり運営します。

(5) 市等主催のイベント・スポーツ大会等

- 2(3)の対応を遵守し実施します。

飛騨市新型コロナウイルス対策本部